

新潟都市計画地区計画の決定（聖籠町決定）

新潟都市計画地区計画を次のように決定する。

名 称		諏訪山木の株地区地区計画	
位 置		聖籠町大字諏訪山 地内	
面 積		約 1.2 ha	
区域の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、町役場近郊に位置し、隣接して温泉施設や町保健センター、多目的屋内運動場といった町役場支所等の公共施設が立地している。</p> <p>このような良好な立地環境を活かし、周辺の既存農家住宅や自然環境並びに景観との調和したゆとりある田園居住環境の維持・保全を図りつつ小規模住宅地の開発を誘導することで、本地区が属することとなる既存集落が一体となった活性化を促進するため、ゆとりある住宅地の形成を図る。</p>	
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>既存の交通利便性及び立地条件を活かし、周辺の自然環境を最大限に利用しながら、既存集落と調和した良好な住環境における戸建住宅を主体とした一団の住宅地を形成する。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路 幅員 6m 総延長約 326 m	
	建築物に関する事項	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはいけない。</p> <p>1 専用住宅</p> <p>2 兼用住宅（延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの。（これらの用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるものを除く。））</p> <p>3 共同住宅</p>	
		建築物の容積率の最高限度	150 %
		建築物の建ぺい率の最高限度	60 %
		建築物の敷地面積の最低限度	170 ㎡
		壁面の位置の制限	<p>1 m</p> <p>ただし、次の場合は制限を緩和することとする。</p> <p>①外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの</p> <p>②車庫、物置、その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>
	建築物の高さの最高限度	12m	

「区域は計画図表のとおり」

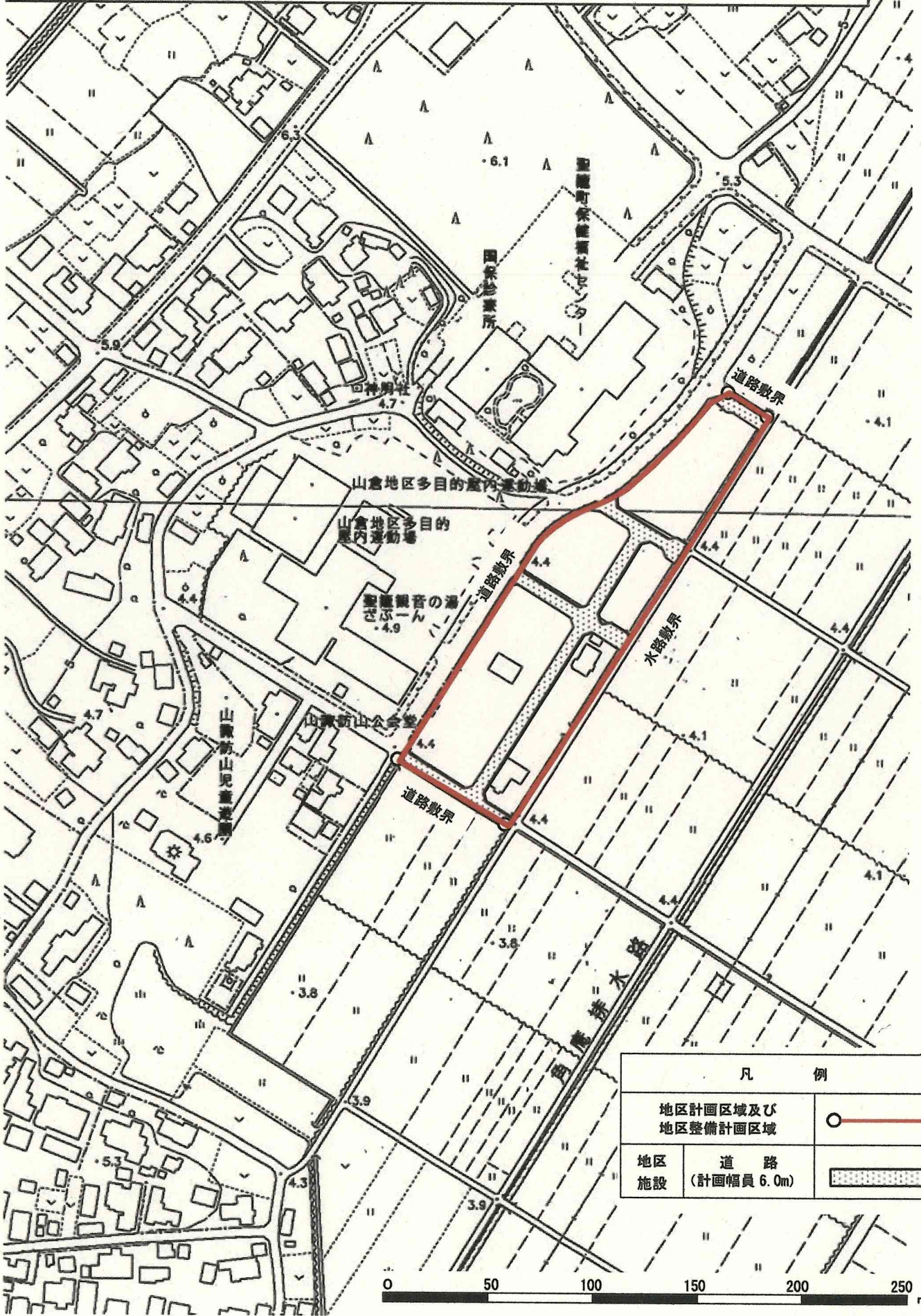
理 由

良好な住環境の整備を目的とした街区単位での市街地像を実現していくため、区域内の利害関係者からの申出により市街化調整区域において地区計画を本案のとおり決定するものである。

新潟都市計画地区計画（聖籠町決定）
 諏訪山木の株地区 地区計画

計 画 図

縮尺 1:2,500



凡 例	
地区計画区域及び 地区整備計画区域	
地区 施設	
道 路 (計画幅員 6.0m)	

0 50 100 150 200 250 m